ふるさと納税のご案内

現在、各種メディアで取り上げられ話題となっている「ふるさと納税」ですが、尼崎市もふるさと納税の推進に取り組んでいます。

尼崎市が出身地、尼崎市を応援したいなど、尼崎市に縁があって市外にお住まいのご親戚やご友人の皆様に、是非とも、「尼崎市のふるさと納税」をご周知ください。

また、尼崎市にお住まいの方が尼崎市にふるさと納税をしても特典を受けることができますので、あわせてご協力をお願いいたします。

◆ 「ふるさと納税」とは？

寄附をすると税金が控除されますが、この控除額が拡大されたのが「ふるさと納税」という制度です。

◆ 「ふるさと納税」の特典！

【特典１】税金が軽減されます！

「ふるさと納税」では、寄附金のうち、2,000 円を超える部分について一定の限度まで、所得税と住民税の税額が軽減されます。
たとえば、年収５００万円の方が50,000 円の寄附をした場合、税金が最大で48,000 円軽減されます！（※所得によって軽減額は異なります。）

【特典２】記念品がもらえます！

尼崎市では、10,000 円以上の寄附をいただいた方に、記念品を贈呈しています。選べる記念品は４９品！
（寄附金額によって、選べる記念品や記念品個数が違います。）

＜記念品の一例＞　※その他の記念品については、パンフレット、市ホームページなどをご覧ください。

ひろたのギフトセット
【Ａコース】
（10,000 円以上の寄附）

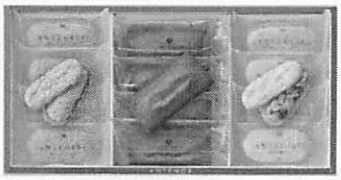

神戸ガトー倶楽部
【Ａコース】
（10,000 円以上の寄附）

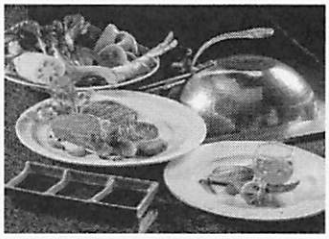

ﾎﾃﾙﾆｭｰｱﾙｶｲｯｸお食事券
【Ｂコース】
（30,000 円以上の寄附）

至高のハムセット
【Ｂコース】
（30,000 円以上の寄附）

◆ なぜこの時期に PR するの？

平成２９年に税の控除を受けるためには、平成２８年１２月 31 日までに寄附金を納付する必要があります。寄附をするのに必要な納付書の送付や口座番号の案内までには日数を要しますのでご注意ください。（年内の市役所の開庁日は、平成２８年１２月２８日が最終です。）

＜問い合わせ先＞
尼崎市 企画財政局 行財政推進部 財政課　TEL：06-6489-6155／FAX：06-6489-6793

回覧										